

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-517901(P2001-517901A)

【公表日】平成13年10月9日(2001.10.9)

【出願番号】特願2000-513408(P2000-513408)

【国際特許分類】

H 04 N 5/92 (2006.01)
G 11 B 20/10 (2006.01)

【F I】

H 04 N	5/92	H
G 11 B	20/10	H

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月10日(2005.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 デジタル情報を記録する方法であって、

前記デジタル情報が、第1のキーによって暗号化されると共に、前記デジタル情報を解読するために必要な前記第1のキーと等価な等価物にアクセスするデコーダによって受信される方法において、

解読された情報は、前記デコーダ内のスマートカードリーダに受け入れられるようになっているスマートカードに格納された第2のキーを用いて再符号化され、

再符号化された情報は、デジタルレコーダによってデジタル記録媒体上に記録され、

前記スマートカードは、記録が何回再生されたかを決定するための所定数のクレジットユニットを有しており、前記クレジットユニットの数は、記録の連続する部分的再生もしくは完全な再生に従ってデクリメントされることを特徴とする方法。

【請求項2】 第1のキーを用いて暗号化されたデジタル情報を受信すると共に、前記デジタル情報を解読するために必要な前記第1のキーと等価な等価物にアクセスするデコーダと、前記デコーダ内のスマートカードリーダに受け入れられるようになっているスマートカードとの組み合わせであって、

前記スマートカードは、デジタル記録媒体上に記録するために、デジタル記録装置に次々と送られてくる解読された情報を再符号化するために用いられる第2のキーを保持しており、

前記スマートカードは、記録が何回再生されたかを決定するための所定数のクレジットユニットを有しており、

前記スマートカードは、記録の連続する部分的再生もしくは完全な再生に従って、ユニットの数をデクリメントするように構成したことを特徴とする組み合わせ。

【請求項3】 デコーダ内のスマートカードリーダに受け入れられるようになっているスマートカードであって、前記スマートカードは、第1のキーを用いて暗号化されたデジタル情報をデコーダから受信すると共に、前記デジタル情報を解読するために必要な前記第1のキーと等価な等価物にアクセスするスマートカードにおいて、

前記スマートカードは、デジタル記録媒体上に記録するために、デジタル記録装置に次々と送られてくる解読された情報を再符号化するために用いられる第2のキーを保持しており、

前記スマートカードは、記録が何回再生されたかを決定するための所定数のクレジットユニットを有しており、

前記スマートカードは、記録の連続する部分的再生もしくは完全な再生に従って、ユニットの数をデクリメントするように構成したことを特徴とするスマートカード。